

平成16年度 第1回滋賀県環境こだわり農業審議会 会議概要

(日 時) 平成16年6月24日(木)14:00~15:50

(場 所) 滋賀県農業共済会館 4F大会議室

(出席者) 井上委員、岡田委員、川崎委員、岸辺委員、大川全農副本部長(周防委員代理)
富岡委員、中島委員、西村委員、額田委員、山田(理子)委員

(議 題) (1)環境こだわり農業実施協定等の締結等について
(2)協定等対象農作物・作型等の追加について
(3)環境こだわり農業関連施策について

(1)環境こだわり農業実施協定等の締結等について

●申請状況について

富岡会長:川崎委員から市場における環境こだわり農産物の取り扱い実績について資料を提出して頂いておりますので、説明をお願いします。

川崎委員:(説明要旨)

- ・県内産野菜の取り扱いが減少傾向が続いている中、環境こだわり農産物は増加している。(平成15年度の取扱量 県内産野菜 対前年比86.5%、環境こだわり農産物 対前年比141.8%、環境こだわり農産物の県内産野菜に占める割合 平成14年度10% 平成15年度16.4%)
- ・県内産野菜については、優先的に売買され、環境こだわり農産物は、さらに先に売買されている。
- ・関係者の協力・理解によって、環境こだわり農産物の市場評価は、確実に高まっているといえる。

富岡会長:それでは5月申請の状況と、大津の卸売り市場での取り扱い実績等について、何か質問ありますか。

岸辺委員:県は、野菜の全体的な動き、金額を把握しておられますか。

富岡会長:誰が何をどれだけ売ったかというデータは持っておられるかということですね。

事務局:環境こだわり農産物の実績報告で、数量については報告いただいておりますので、把握しておりますが、価格は把握しておりません。

富岡会長:他にありますか

山田委員:市場の方では、こだわり農産物が増えてきているということですが、一般の野菜に比べてこだわり農産物の価格は高いのでしょうか。

川崎委員:先に動くということは、取り扱い業者は予定の利益が確保できているということなので、結果として高くなってきています。一概には言えませんが、品目別に算出しますと5~6%は高い結果がでているものもあります。高く売れないと、なかなか生産拡大にも結びつかないと考えております。

●締結等に係る検討事項(資料4・5ページ)について

富岡会長:6番目「琵琶湖・周辺環境負荷削減技術の内容」までで、ご質問、ご意見がありましたらお願いします。

富岡会長:5番目の堆肥その他の有機質資材の適正使用についてですが、表にいろんな資材があがっていて、それぞれの適正使用の目安が示されています。そこにあがっていないものが出てくると、その都度どれを適用するか議論して決めていくということになっているわけですけど、要は過剰

使用にならないようにということが基本的な考え方ですね。

事務局:そうです。

富岡会長:さっと計算できるような式は作れないでしょうか。今、たいていの資材は成分が表示されていると思うので、一律に実質何キロ以内と単純にいかないかもしれませんが、そういう目処を作って生産者が自分でも計算できるようなことは考えられないのでしょうか。品目が増えると表が複雑になってきます。それを誰でも計算できるような式を作って、例えば稲の湿田ですと窒素換算で何キロ以内ですと目処が示せるようにできないかということです。問題提起しておきたいと思います。

山田委員:確認責任者の問題で前回もでていたと思いますが、肥料販売業者が確認責任者になっている場合、問題はないでしょうか。この確認責任者は適格で問題なしというのは、どういう判断基準で決定されているのか。その所、前回の検討から進捗しているのかどうか、前のまま問題なしになっているのかを確認したいと思います。

事務局:今回の申請に係る確認責任者につきましては、農協の営農職員または肥料等の販売業者のいずれかになっております。前回の審議会では、少なくとも生産組織の内部の、例えば農協の営農指導員さんが組織の中において、その方が確認責任者をするのはいかがなものかということ、みなさんと議論頂きました。そして、それにつきましては、認められないということで、整理させて頂いて、内部の方はすべて代わって頂いたわけです。基本的に農協の職員でありますとか、肥料農薬を販売している業者の方については農薬肥料等についての一定の知識を持っておられて、購買等でも実績を確認できるので確認責任者としては問題がないと考えております。

山田委員:私はその時、確か、確認責任者集団を組織したらどうかと提案したことを記憶しておりますが、今後も、適格であるとして、このまましていくということですか。

事務局:確認責任者の集団は、必要であると思っておりますが、それがNPOなのか、法人組織になるのか、そういった事を早急には、なかなか結論が出せない点がございます。また、全てのほ場について、県もさらに確認し、ダブルで確認するというようにしております。いずれにしても確認責任者の7割以上が農協営農指導員さん、残り2割余りがその他肥料商の方であります。そこで、かなりの作業量と確認を頂く手間が相当な負担になっていて、面積が去年から今年にかけて倍増してきたこともあり、ますます確認責任者の負担が大きくなっております。もう一つは県としても確認作業が膨大になってくるため、制度の運営にあたって問題点を抱えております。そういうことを総合的に考えますと、将来的には、第三者の確認機能的なものを設置すべきものと考えております。認証制度をもつ他府県の状況を見ましても、そうふうに機関を設けているところもございます。その辺も調査しながら、3年後の見直しに向けて、研究をさせていただけないかなと思っております。それと肥料商の問題につきましては、事務局としても議論はしております。その中で、農薬管理指導士の資格を持っていただいているとか、また研修に参加いただき一定の専門的な知識を持ちながらあたって頂いております。肥料商のみなさんを、今、確認責任者から除外するというのは影響がかなりでまいりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

富岡会長:確認する人は何か手数料をもらってるんですか。

事務局:県で把握している限り、確認責任者が、手数料を取っていることはありません。

富岡会長:消費者の人は厳格にやってもらいたいと思われると思うんですが、有機農業の場合は、かなり高い手数料を払って確認してもらってるんですね。この環境こだわりの場合はそこまでは難しいということで、農協や肥料商など第三者に無料でやってもらっているということだと思います。

山田委員:売る方が、どれだけ使ったかというのを確認するのは、何か問題があるように思います。

事務局:この制度ではダブルのチェックをかけております。各振興局の担当者が現場に出向いて現地の確認を必ず1回はして、生産記録をチェックします。最終的な確認は県がしますが、確認責任者の方には生産計画をしっかりと見て下さいということと、日頃のお付き合いの中で、栽培の状況を出来る範囲内で確認して下さいというのをお願いしております。この制度はそこが弱いと言えば弱いのですが、確認責任者の責任ということまで条例上書かれておりません。栽培の責任は栽培者にやって頂き、確認の責任は県がとるということです。そういう意味で言いますと、確認責任者という定義

そのものも曖昧な所を残しながらきた経緯もございまして、この辺はもう少し研究をさせて頂きたいと思っております。

富岡会長: 制度見直しの機会に検討していただきたいと思います。

事務局: 非常に難しいんですが、こだわりがしっかりブランド化して、農業者の誰もがこだわりをやりたいということになれば、ある程度、有料化の可能性はあるかと思うんですが、今の所難しいと思っております。県がいつまで直接、認証するのかということもございまして、確認機関、認証機関も含めて検討していきたいと考えております。

富岡会長: 今、確認者責任者は無料でやっているの、制度上、別に責任を問われることもないということですか。

事務局: 環境こだわり農産物のシールを貼ってもらうときに、栽培責任者の名前・住所・連絡先とともに、確認責任者の名前・住所・連絡先を表示をすることによって、一定の社会的な責任を負ってもらっていると考えております。

西村委員: 消費者の皆さんは、しっかりと確認をしているかに関心を持っていただいていると思います。私が、一番最初に、こだわりを始めた時には、確認責任者を普段からお付き合いがある機械屋さんに頼んだんです。確認責任者が、私が肥料をやる、何をやる、その度に立ち会い確認をしていると、消費者の方はたぶん思っちゃると思うんですが、一年間を通じて、日頃からみえた関係の中でお互いの信頼関係の上で、総合的に確認をしていただいているということです。

山田委員: そこまでの確認を期待している訳ではございません。ただ売る方が売りたいのに、使ってませんと証明をする。そこにひっかかっています。

事務局: 最終的には県の職員が、売る側でも、作る側でもない第三者という立場で伝票を見せていただき、農協や肥料商さんの確認された内容を再度、確認させていただいています。それでこの制度の信頼性を維持しています。確認責任者という表現が最終の確認責任者かのように誤解を招くところがあるんですけど、最終は滋賀県認証という言葉の通り、滋賀県の職員が責任を持って確認させて頂いているというところでご理解いただきたいと思います。

山田委員: わかりました

●締結等に係る検討事項(水耕栽培)について

富岡会長: 水耕栽培をどうふうに考えるかということなんですが、新しく出てきた問題です。

西村委員: 水耕で肥料の部分を他のやり方と同じように半量にするということは、難しいと思います。それに、私が、一番最初に、水耕を教わったおりに、二週間に一度は、水を替えなさいと言われてましたが、それは大変だなと思いました。また、廃水を川に流さない事が一つの条件になっており、当然それをやる人は、その水を使う田畑を準備していたと思います。

富岡会長: 今提案されているのは、農薬や化学肥料を半分以上に減らせば合致するということではないですか。申請している人があるというのは、その人は半分以上に減らせるということですね。

事務局: 水耕で肥料を半分に減らすといいますが、代わりに堆肥等を使うということができません。すべての肥料が化学肥料であり、それを普通の土耕栽培で使っている量の半分以上にするということです。「みずな」でしたら7キロ以内で栽培することになります。水耕栽培でしたら、土耕栽培に比べて利用効率が高まる部分がございますので、通常は、3割は減らせる事ができると思います。ここの申請の場合には、5割の基準以内の化学肥料の量で栽培できるということで申請をいただいております。

周防委員代理(大川): 施設の水耕で作った野菜は、環境こだわりの規定から言ったら合格しますけど、そもそも環境こだわりの農産物といえるのかということです。水耕の方が品質も均一化されてよく売れる、人気もあるというなら話は別ですけど。

川崎委員：今の認証制度が始まる前に少量土壌培地耕の現場を見せて頂いて、いろんな話を聞き、水耕についても勉強しました。その当時は、イチゴとトマトが随分推奨されたと思います。農薬の使用量が非常に減ると生産者から聞きました。しかも連作障害の問題もクリアできます。今後、野菜の生産量を増加させていく中で、滋賀県の園芸の大きな柱になると大変、期待をしております。確かに、廃液については、大きな問題であると思いますので、これさえクリアできれば、水耕も育てて頂きたいと思います。最初は水耕栽培がありませんでしたので、気になっていました。今後、野菜の生産拡大を考える時、多様な生産手段を考えていかないと駄目ではないかと考えています。いろんな角度から検討して頂いて、最後の排水の処理さえできればいけるということなら、是非そういった方法も取り入れて頂きたい。消費者の反応なんですが、水耕であるからとか根にスポンジがついてるからというのが一時ありましたが、今の段階では抵抗がありません。

富岡会長：相反するご意見が出てますので、関連してご意見ありませんか。

井上委員：一般の消費者の立場から言えば、どんな方法であれ琵琶湖に優しくて、安定して農薬が少ない野菜が、たくさん出てくれることはありがたいことだと思います。ラベルには、水耕という表示はでてこないんですか。その農産物が安全であれば、別に水耕だからということではこだわりませんので、こだわり農産物を広めるという点からも、底辺はなるべく広げて頂きたいと思います。

富岡会長：水耕かどうかというのはどこかに表示されているのでしょうか。

川崎委員：されておられません。

岸辺委員：品物をみたらわかります。

川崎委員：「みつば」の場合、スポンジがついているのは、水耕栽培です。現段階では、スポンジを使わないと水耕栽培はできませんが、今後、技術開発が進むと思いますから、水耕かどうか見た目では、分からなくなるとは思います。

岸辺委員：企業の中には、「昔ながらのトマト」とか、あえて表示して土耕であることを強調しているものもあります。水耕トマトが混じってるから、このような表示をする訳です。

富岡会長：水耕がたくさんあるということですか、トマトにはスポンジがついていませんから分かりませんよね。

山田委員：水耕にこだわっているわけではありませんが、食べ物として考えた場合、水耕で肥料を二分の一以下にした場合、土耕の二分の一以下したものと同じ品質のものが得られるのかということです。今、一般に水耕野菜を食べている感じとしては、味がサッパリしていてコクがないというイメージを持っています。そこで肥料を半分以下にした場合の食品中の成分を考えたときに同じ物になるのでしょうか。

事務局：同じにはならないと思います。栽培期間が土耕に比べて短いですし、葉っぱものでは、やわらかいものが多いです。

富田会長：それで山田さんのご意見はどうなんでしょうか

山田委員：水耕でも排水をキチンとすれば、容認できると思います。ですけれども栄養のことを考えて、水耕と土耕が違うのであれば、こだわり農産物の中でも、これは水耕ほうれんそうとか、水耕みずなというように表示してもらおうということではいかがでしょうか。土耕は土耕、水耕は水耕とわかって買いたいんです。

富岡会長：それは可能ですか。

西村委員：生産者が一つ一つ水耕と表示しなくても、消費者も分かるように勉強していただけないでしょうか。株ごと見れば分かることだと思います。

山田委員：分からない人もたくさんいると思います。

富岡会長：今の動きとして、トレーサビリティ(生産・流通履歴情報追跡システム)をあらゆる農産物

に構築しようとする方向にあります。その中で、議論していくものと思われます。

西村委員：若者が、希望をもって農業に取り組めるように、水耕という新しいものも認めていただきたいと思います。

山田委員：認めるんだけれども、これだけの栄養素を摂取していると思って食べているけど、実際はそうではなかったというのでは困ります。

富岡会長：将来的には、トレーサビリティということで、あらゆる農産物について生産履歴を開示しなければいけない。当然、水耕かどうかについても開示の対象になると思います。
従って、表示の問題については、こだわり農作物だけどうこうということにはならず、食品のトレーサビリティの中で問題は解決していったらいいのではないかと思います。

富岡会長：水耕栽培について、環境こだわり農産物の認証の対象に含めて差し支えないという意見でとりまとめさせて頂いてよろしいでしょうか。
排水対策については、何等かの条件をつける必要があるだろうと、皆さん同じ思いかと思えます。そういうことでよろしいでしょうか。

(2) 協定等対象農作物・作型等の追加について

●レタス非結球の追加について

事務局：今回は非結球のレタスということで、サニーレタスだけではなくて、レタスの非結球に該当するものすべてが申請できるようになります。

富岡会長：特に問題がなければ、審議会としては、了解したということにさせていただきたいと思えます。

(3) 環境こだわり農業関連施策について

周防委員代理(大川)：トレーサビリティについてお聞きしたいんですが、この仕組み、それぞれ第1ステップ(産地段階)、第2ステップ(出荷段階)、第3ステップ(流通段階)とあります。そして、最終的には、消費者が店頭タッチパネルで情報を得るということになっていますが、やはりそこまで目指されているんでしょうか。

事務局：最終はそこに持っていきべきだろうと思っておりますけど、現段階としては、産地段階の整備をしております。

周防委員代理(大川)：こういう仕組みだと相当なデータ量をためないといけない、しかし、他方ではそれだと付加価値がつかないのではという問題があると思えます。

事務局：理想としてはそういう所に持っていきたいということで、まずは生産段階を整備していこうということです。

周防委員代理(大川)：その辺の滋賀県としての考え方を早い段階で出すべきだと考えます。

事務局：その部分は協議会を早く立ち上げて、具体的にどうしていくのか詰めていきたいと思えます。

川崎委員：残留農薬の検査を具体的にどこでどうやっているのか教えてください。

事務局：抽出で農薬の残留を検査しております。今年度は500万円の予算を組んで、だいたい50件程度を予定しております。

川崎委員：検査結果等についての公表はされているんですか。私共の所でも、県に検査を行っているんですが、認証制度の商品も結構入っております。ですからその辺のダブリがどうなっているのか調べられたらと思ひまして。

事務局：今まで確かに公表は出来ておりません。今まで特に問題がなかったということもありまして、安心してしまった面があります。今後は、公表をしていきたいと考えております。

川崎委員：結果は公表していただいた方がいいのではないかと思います。私共は実は県から検査結果を頂いておりまして、公表はしていませんが必要に応じて開示はすることにしております。どうぞご利用下さい。

また、ブランド確立事業ですが、予算額1700万円と、非常に苦しい中で頑張ってもらっていると思うんです。ブランド確立のPRなんですが、農水省の消費者の部屋で大分、PRして頂いたそうですが、限られた予算ですので、県内消費者向けに、集中的・重点的にやって頂きたいと思ひます。また農業振興ですが、県はまず生産振興があり、それから流通対策という順番かもしれませんが、ブランド確立事業については、もう少し特化をして集中的にやっていただきたいと思ひます。来年度以降については特にお願いをしておきたいと思ひます。

中島委員：この間、平成15年度の環境こだわり農産物の反省会をしたんですが、その時に多く出た意見は、「みずな」の袋にあるこだわりのマークのシールなんですが、一枚一枚貼らなければなりません。私共ですと1万枚貼らなければならないんですが、経費からしてみたら1枚5円かかるので1万枚貼ると5万円です。袋に印刷できないものでしょうか。

事務局：それにつきましては、袋にマークを印刷する申請を出して頂いて認めさせていただいているケースがいくつもありますので、印刷というのは可能でございます。

富岡会長：他にないようでしたら、本日の審議はこれで終わります。

